

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年8月 12 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 3件

**厚生年金保険関係** 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600011 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600105 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 1 月 1 日に訂正し、平成 23 年 12 月の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 1 月 1 日まで

私は、B の小売店である A 社を平成 23 年 12 月 31 日に退職した。ところが、厚生年金保険の記録は同日に資格を喪失しており、12 月が被保険者期間とされていない。年末である当日は B 店が最も忙しい時期であり、間違いなく閉店時間まで勤務していたことを覚えている。正しい喪失日の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「労働日数：自 12 月 26 日 至 12 月 31 日」と記載された給料支払明細書及び A 社の事業主の回答により、請求者は平成 23 年 12 月 31 日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、給料計算における勤務の対象期間は、前月 26 日から当月 25 日であり、当月分の厚生年金保険料は当月分の給料から控除していたので、請求者の平成 23 年 12 月分の給料から同月分の厚生年金保険料を控除していた旨回答しており、請求者から提出された「労働日数：自 11 月 26 日 至 12 月 25 日」と記載された平成 23 年 12 月分の給料支払明細書において、報酬月額（29 万 9,600 円）の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（30 万円）より高い標準報酬月額（34 万円）に見合う厚生年金保険料（2 万 7,760 円）を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された平成23年4月から同年6月までの給料支払明細書により、請求期間の標準報酬月額の決定等の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円であることが確認できることから、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月31日から平成24年1月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600233 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600107 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額を 25 万円、同年 12 月 25 日の標準賞与額を 39 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 24 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 24 日  
② 平成 21 年 12 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことを知った。当時の賞与支払明細書等はないが賞与が支払われた記憶はあるので、調査の上、これらの賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び事業主の陳述により、請求者は、同社から請求期間①は 25 万円、請求期間②は 39 万円の賞与の支給を受け、請求期間①は 25 万円、請求期間②は 39 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600246 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600106 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 8 月 25 日の標準賞与額を 8 万 2,000 円、平成 16 年 2 月 25 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円、同年 8 月 25 日の標準賞与額を 3 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 25 日、平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 25 日、平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 16 年 2 月  
③ 平成 16 年 8 月

平成 15 年 8 月、平成 16 年 2 月及び同年 8 月に A 社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及び A 社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主から請求期間①は 8 万 2,867 円、請求期間②は 5 万 8,973 円、請求期間③は 3 万 6,545 円の賞与の支給を受け、請求期間①は 8 万 2,000 円、請求期間②は 5 万 8,000 円、請求期間③は 3 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、代表清算人の回答から、請求期間①は平成 15 年 8 月 25 日、請求期間②は平成 16 年 2 月 25 日及び請求期間③は同年 8 月 25 日とする必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主からは、平成 15 年 8 月 25 日、平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。